

令和3年第4回
笠間市議会定例会会議録 第2号

令和3年12月2日 午前10時00分開議

出席議員

議長	22番	石松俊雄君
副議長	12番	畑岡洋二君
	1番	坂本奈央子君
	2番	安見貴志君
	3番	内桶克之君
	4番	田村幸子君
	5番	益子康子君
	6番	中野英一君
	7番	林田美代子君
	8番	田村泰之君
	9番	村上寿之君
	10番	石井栄君
	11番	小松崎均君
	14番	藤枝浩君
	15番	飯田正憲君
	16番	西山猛君
	17番	大貫千尋君
	18番	大関久義君
	19番	市村博之君
	20番	小藺江一三君
	21番	石崎勝三君

欠席議員

なし

出席説明者

市長	山口伸樹君
副市長	近藤慶一君
教育長	小沼公道君

市長公室長	中村公彦君
政策推進監	北野高史君
総務部長	石井克佳君
市民生活部長	金木雄治君
保健福祉部長	下条かをる君
産業経済部長	古谷茂則君
都市建設部長	吉田貴郎君
上下水道部長	横手誠君
市立病院事務局長	後藤弘樹君
教育部長	堀江正勝君
消防長	堂川直紀君
笠間支所長	太田周夫君
岩間支所長	島田茂君

出席議会事務局職員

議会事務局長	堀越信一
議会事務局次長	西山浩太
次長補佐	松本光枝
係長	神長利久
主幹	塩田拓生

議事日程第2号

令和3年12月2日（木曜日）

午前10時開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 議案第83号 笠間市の特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第84号 笠間市国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 議案第85号 笠間市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 議案第86号 笠間市廃棄物の減量及び処理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第87号 笠間市観光駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第88号 笠間市都市公園条例の一部を改正する条例について

- 議案第 89号 水戸市との茨城県央地域定住自立圏の形成に関する協定の廃止について
- 議案第 90号 笠間市定住自立圏形成協定の議決に関する条例を廃止する条例について
- 議案第 91号 水戸市との連携中枢都市圏形成に係る連携協約の締結に関する協議について
- 議案第 92号 指定管理者の指定について（笠間市いこいの家「はなさか」）
- 議案第 93号 指定管理者の指定について（笠間クラインガルテン）
- 議案第 94号 指定管理者の指定について（笠間市立つつじ公園）
- 議案第 95号 指定管理者の指定について（北山公園）
- 議案第 96号 指定管理者の指定について（あたごフォレストハウス）
- 議案第 97号 指定管理者の指定について（あたご天狗の森野外ステージ及びフレンドリーパーク野外ステージ）
- 議案第 98号 指定管理者の指定について（かさま歴史交流館井筒屋）
- 議案第 99号 令和3年度笠間市一般会計補正予算（第9号）
- 議案第100号 令和3年度笠間市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 議案第101号 令和3年度笠間市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 議案第102号 令和3年度笠間市介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 議案第103号 令和3年度笠間市介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第104号 令和3年度笠間市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第105号 令和3年度笠間市立病院事業会計補正予算（第3号）
- 議案第106号 令和3年度笠間市水道事業会計補正予算（第3号）
- 議案第107号 令和3年度笠間市公共下水道事業会計補正予算（第2号）

1. 本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 議案第 83号 笠間市の特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 84号 笠間市国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 議案第 85号 笠間市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 議案第 86号 笠間市廃棄物の減量及び処理に関する条例の一部を改正する条例について

- 議案第 87号 笠間市観光駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 88号 笠間市都市公園条例の一部を改正する条例について
- 議案第 89号 水戸市との茨城県央地域定住自立圏の形成に関する協定の廃止について
- 議案第 90号 笠間市定住自立圏形成協定の議決に関する条例を廃止する条例について
- 議案第 91号 水戸市との連携中枢都市圏形成に係る連携協約の締結に関する協議について
- 議案第 92号 指定管理者の指定について（笠間市いこいの家「はなさか」）
- 議案第 93号 指定管理者の指定について（笠間クラインガルテン）
- 議案第 94号 指定管理者の指定について（笠間市立つつじ公園）
- 議案第 95号 指定管理者の指定について（北山公園）
- 議案第 96号 指定管理者の指定について（あたごフォレストハウス）
- 議案第 97号 指定管理者の指定について（あたご天狗の森野外ステージ及びフレンドリーパーク野外ステージ）
- 議案第 98号 指定管理者の指定について（かさま歴史交流館井筒屋）
- 議案第 99号 令和3年度笠間市一般会計補正予算（第9号）
- 議案第100号 令和3年度笠間市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 議案第101号 令和3年度笠間市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 議案第102号 令和3年度笠間市介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 議案第103号 令和3年度笠間市介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第104号 令和3年度笠間市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第105号 令和3年度笠間市立病院事業会計補正予算（第3号）
- 議案第106号 令和3年度笠間市水道事業会計補正予算（第3号）
- 議案第107号 令和3年度笠間市公共下水道事業会計補正予算（第2号）

午前10時00分開議

開議の宣告

○議長（石松俊雄君） 皆さんおはようございます。定刻となりましたので、始めさせていただきます。

御報告申し上げます。

ただいまの出席議員は20名であります。欠席議員は16番西山 猛君です。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議に、地方自治法第121条第1項の規定により出席を求めた者及び議会事務局職員の出席者は、資料のとおりであります。

議事日程の報告

○議長（石松俊雄君） 日程について御報告申し上げます。

日程につきましては、議事日程第2号のとおりといたします。

これより議事に入ります。

会議録署名議員の指名について

○議長（石松俊雄君） 日程第1、会議録署名議員を指名します。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、7番林田美代子君、8番田村泰之君を指名いたします。

ここで、16番西山 猛君が着席をされました。

議案第 83号 笠間市の特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 84号 笠間市国民健康保険条例の一部を改正する条例について

議案第 85号 笠間市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

議案第 86号 笠間市廃棄物の減量及び処理に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 87号 笠間市観光駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 88号 笠間市都市公園条例の一部を改正する条例について

議案第 89号 水戸市との茨城県央地域定住自立圏の形成に関する協定の廃止について

議案第 90号 笠間市定住自立圏形成協定の議決に関する条例を廃止する条例について

議案第 91号 水戸市との連携中枢都市圏形成に係る連携協約の締結に関する協議について

議案第 92号 指定管理者の指定について（笠間市いこいの家「はなさか」）

- 議案第 93号 指定管理者の指定について（笠間クラインガルテン）
- 議案第 94号 指定管理者の指定について（笠間市立つつじ公園）
- 議案第 95号 指定管理者の指定について（北山公園）
- 議案第 96号 指定管理者の指定について（あたごフォレストハウス）
- 議案第 97号 指定管理者の指定について（あたご天狗の森野外ステージ及びフレンドリーパーク野外ステージ）
- 議案第 98号 指定管理者の指定について（かさま歴史交流館井筒屋）
- 議案第 99号 令和3年度笠間市一般会計補正予算（第9号）
- 議案第100号 令和3年度笠間市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 議案第101号 令和3年度笠間市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 議案第102号 令和3年度笠間市介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 議案第103号 令和3年度笠間市介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第104号 令和3年度笠間市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第105号 令和3年度笠間市立病院事業会計補正予算（第3号）
- 議案第106号 令和3年度笠間市水道事業会計補正予算（第3号）
- 議案第107号 令和3年度笠間市公共下水道事業会計補正予算（第2号）

○議長（石松俊雄君） 日程第2、議案第83号 笠間市の特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてから議案第107号 令和3年度笠間市公共下水道事業会計補正予算（第2号）までの25件を一括議題といたします。

議案の説明は既に終了しております。

これより質疑に入ります。

通告がありますので、発言を許可します。

なお、質疑は3回までで、1議案ごとに質疑を終結をしてから次に移るようお願いをいたします。

10番石井 栄君の発言を許可いたします。

○10番（石井 栄君） 10番、日本共産党の石井 栄です。議長の許可を受けまして、議案の質疑を行わせていただきます。

まず、質問に先立ってですけれども、この条例の一部改正案の審査に当たり、今回取り上げる質問は、市民の日常生活や、観光都市としての笠間市が基盤とする環境、営業へどのような影響を与えるのか、広い視点から議論することが重要であるという観点から行うものであります。その際、今回提出された条例案に記載された、記載の文言事項のみに限定された議論では、全体像を明らかにするには不十分なところがあります。全員協議会で示された資料に基づく議論も加えることにより、より深い検討が可能になると考えます。

質疑に関して、質疑は議題になっている事件に対して行われるものであるから、現に議

題になっている事件に対して、疑問点をただすものでなければならない。これは、全国町村議長会編集「議員必携」第2編議会の運営、第5章発言、第2節質疑に記されていることとであります。

私が行う質問は、まさに現に議題になっている事件に対して疑問点をただすものであります。この後、担当の常任委員会でさらなる審査検討が予定されています。しっかりした議論がなされるものと考えます。本会議での議案質疑を通じて議論が深まり、市民の期待に応える議会としての役割を果たすことができますよう、議長には次の質問を許可していただきますようお願いいたします。

よろしいでしょうか。

○議長（石松俊雄君） 暫時休憩いたします。

午前10時04分休憩

午前10時04分再開

○議長（石松俊雄君） 休憩を取り戻し議事を再開いたします。

石井 栄君の発言を求めます。

○10番（石井 栄君） それでは、議案質疑を行います。

議案第86号 笠間市廃棄物の減量及び処理に関する条例の一部を改正する条例について質問をいたします。

第1回目の質問であります。

エコフロンティアかさまが処理する区域に居住する住民、これをAとしますが、一般家庭及びこれに類するもの、これをBとする、をエコフロンティアかさまに持ち込んだ持ち込みごみについて、一つは、2014、2016、2018、2020の各年度における利用件数、利用者は年間延べ何件、何名でしょうか。

次、2014、2016、2018、2020の各年度における料金収入額はそれぞれ幾らでしょうか。

次、Aが74キログラムのBを年間10回環境センターに持ち込むとき、新制度において新たに発生する費用負担の年額は幾らになるでしょうか。

次、2006年の市町村合併において新笠間市が誕生する際に、合併により旧笠間市民に不利益を生じさせないようにするという約束はあったのかどうか。

次、提案理由に、ごみの処理量に応じた費用負担の公平性の確保を図るためと記されておりますけれども、新規制度に移行した際に生じる地域間格差をどのように是正するのか。

この点について質問をいたしますので、お願いいたします。

○議長（石松俊雄君） 市民生活部長金木雄治君。

〔市民生活部長 金木雄治君登壇〕

○市民生活部長（金木雄治君） 10番石井議員の御質問にお答えいたします。

2014、2016、2018、2020年度の利用件数と利用者数ですが、台貫を通過してのカウント

となりますことから、利用件数と利用者数は同一として集計しております。

2014年度の利用件数は1万858件、2016年度は1万2,208件、2018年度は1万3,246件、2020年度は1万4,340件でございます。

次に、エコフロンティアかさまにおける一般廃棄物処理手数料の各年度の収入金額は、2014年度は329万5,990円、2016年度は298万2,510円、2018年度は318万100円、2020年度は358万3,920円でございます。

次に、エコフロンティアかさまが処理する区域に居住する市民が、74キログラムの一般家庭から排出される一般廃棄物を、年間10回環境センターに持ち込む場合、74キログラムは70キログラムとして計算することから、1回当たりの手数料は10キログラム100円で計算しますので700円となり、年額10回で7,000円となります。

次に、合併において旧笠間市民が不利益を生じない約束についてでございますが、合併にあつての3市町合併協議会での決定事項としては、行政制度の違いにより、住民が混乱や不利益を受けることがなく、また、合併後の新市において、より効果的で効率的なサービスを実施できるよう調整方針を定め、協議を行ってきました。内容としては、一体性の確保など六つの原則、住民生活に激変を及ぼすと考えられる場合などにおける3年以内の統一などを定めておりますが、合併後、制度等を変更しないことなどを約束したものではありませんと認識しております。

次に、新制度に移行した際に生じる地域間格差をどのように是正するのかとの御質問でございますが、無料区分を含めた一般廃棄物処理手数料の改定は、ごみ処理に関わる費用負担の公平性、ごみの排出抑制、年末年始や連休前後における周辺道路や施設内の混雑緩和などを図るため、無料区分の撤廃と持込みごみに係る一般廃棄物処理手数料の改定を行うものであります。処理施設へ直接搬入される廃棄物の多くが、地域の集積所に出すことができるものであり、地域の集積所に出せない粗大ごみにつきましては、窓口での申請となりますが、1辺の長さが、合計が3メートル未満のものは500円、それ以上のものは1,000円の手数料をいただき、毎月1回、自宅まで収集に伺う制度もございます。

また、これまで土曜日のみであった直接持込みについても、新制度では祝日を含めた月曜日から金曜日に搬入できるようになり、これまでよりも距離的な条件は不便となる方もいらっしゃると思いますが、時間的な条件は市民の利便性として向上が図れるものと考えております。

このようなことを理由とし、御理解と御協力をいただきたいと思いますと思っております。

以上となります。

○議長（石松俊雄君） 石井 栄君。

○10番（石井 栄君） 答弁ありがとうございました。

それでは、ただいまの御答弁に基づきまして、2回目の質問をさせていただきます。

新市合併の際の合併協議会等での発言がありましたけれども、その今のお話を聞きした

限りでは、今回、無料区分が撤廃されるということや、それから、その場所が今までより遠くなるということから見て、行政制度の変更によって、一部区域の市民に対して不利益を生じさせることになるのではないかとこのように考えます。確かに、家庭まで取りに行く、そのような制度もあるというような御説明がありましたけれども、そのためにも様々な諸手続などがかかることから、これを解消するという、不利益を解消するというところまでには至っていないのではないかと考えますが、これについてはどのような見解でしょうか。

それから、もう一つは、今回の改定によって、地域差により、運搬にかかる時間と燃料代の二重の負担が重なるということが、地域間格差を新たに生じるのではないかと、このように表現しておりまして、費用負担の公平性の確保ということに関しては、理由にあるごみの排出量に応じるだけではなく、地域間格差にも適用されるのではないかとこの疑問が残りますが、この点について、もう一度、御説明をいただけないでしょうか。

以上です。

○議長（石松俊雄君） 市民生活部長金木雄治君。

○市民生活部長（金木雄治君） 再度の質問にお答えさせていただきます。

まず、合併時の不利益にならないということについて、まずお答えさせていただきます。

合併時において、合併のときに各市町の制度の違いにより住民が混乱したり不利益にならないことを前提に協議を進めてきたものでありまして、先ほども申し上げましたが、現制度を変更しないと約束したのではないということ認識しております。

次に、地域間格差の是正がこのままでは不十分ではないかというような御質問でございますが、これも先ほど答弁いたしましたように、今回の改正は、施設に個人が直接持ち込む件数を減らし、混雑緩和を図ることも目的の一つとなっております。そのようなことから、地域の集積所をできる限り活用していただきまして、粗大ごみなどの制度も活用していただき、1週間の持ち込み日数も増えていることから、時間的條件については、利便性が向上しているということで考えております。

しかしながら、議員おっしゃるように、距離的條件により御不便をおかけする方もいらっしゃると思いますので、今回の改正目的等を、今後、市民の方にしっかり説明し、御理解と御協力をいただきたいと思いますと思っております。

以上です。

○議長（石松俊雄君） 石井 栄君。

○10番（石井 栄君） 市の考え方についてはある程度分かりましたので、この件についての質疑はこれで終わりにしまして、次の議案の質疑に入っていきたいと思っております。

○議長（石松俊雄君） 暫時休憩いたします。

午前10時19分休憩

午前10時19分再開

○議長（石松俊雄君） 休憩を取り戻し議事を再開いたします。

市民生活部長金木雄治君。

○市民生活部長（金木雄治君） 時間をいただき申し訳ございません。

先ほど粗大ごみの説明のときに、私、3辺の長さがというところを1辺の長さで答弁しましたので、3辺の長さが3メートル以内と3辺の長さが3メートル以上の誤りでございますので、訂正させていただきます。

○議長（石松俊雄君） 石井 栄君、発言を続けてください。

○10番（石井 栄君） それでは、次に、議案第87号 笠間市観光駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

この条例改正案には、笠間市観光駐車場の設置及び管理に関する条例、平成18年笠間市条例第144号の一部を別紙のとおり改正するとして、その提案理由には、「本案は、観光駐車場の用地返還に伴い、市営駐車場を廃止するため、所要の改正をするものであります」と記され、笠間市観光駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正するとなっております。

「第2条の表 市営荒町駐車場の項及び市営鷹匠町駐車場の項を削る。」、それから、「第5条中「市営荒町駐車場及び市営鷹匠町」を削る。」となっております。表中、「1 駐車料金を徴収する期間は市長が定めるものとする。2 稲荷駐車場は無料とする。」を、「駐車料金を徴収する期間は市長が定めるものとする。」に改められており、この条例は、令和4年4月1日から施行するとなっております。

これについて、1回目の質疑を行います。

駐車料金から土地借用費用を差し引くと、市の赤字が計上されるとのデータが示されましたけれども、観光客による市内商店街での商品購買等の効果を考えても赤字という判断になるのか、どのような計算でこのようになるのか、その点をお伺いをいたします。計算と言っても、定量的ではなくても、定性的なものでも、もちろん結構でございます。

2番、荒町駐車場が果たしている観光客、市民への役割をどのように評価しているのでしょうか。

3番、神社周辺の民間駐車場も、観光客の皆さんには大切な役割を果たしておりますけれども、市営駐車場が廃止されたときには、菊まつり、陶炎祭、年末年始の参拝客が駐車場不足になることはないでしょうか。

4番、市営駐車場を廃止する提案に至る主な理由は何でしょうか。

それから、5番、荒町駐車場の土地所有者の御意思は返還を求めるものなのでしょうか。

それから、6番、神社周辺の商店街の方々にとって、市営荒町駐車場の廃止はどのような影響を与えると市のほうは判断しているのでしょうか。

7番、商店街の方々は、市営駐車場廃止にどのような意見をお持ちなんですか。
御答弁をお願いいたします。

○議長（石松俊雄君） 産業経済部長古谷茂則君。

○産業経済部長（古谷茂則君） 10番石井議員の質問にお答えいたします。

観光客による市内商店街での商品購買等の効果を考えても赤字ということになるのか、どのような計算になるかとの御質問でございますが、観光客による市内商店街での商品購買等の効果についてデータがないことから、効果を加味した上での計算をすることができません。

なお、ふだんの駐車場の利用状況を調査いたしますと、観光客は門前通りの有料駐車場を利用しているため、ほとんど利用がない状況でございます。

次に、荒町駐車場が果たしている観光客、市民への役割をどのように評価しているかについてお答えします。

年末年始は有料となりまして、観光客の利用もございますが、通常は近隣の関係者が利用し、観光客の利用は少ない状況であるため、市営駐車場の役割は終了したと考えております。

次に、市営荒町駐車場が廃止されたときには、菊まつり、陶炎祭、年末年始の参拝客が駐車場不足になることはないかについてでございますが、笠間稲荷門前通り付近には、主な民間駐車場が16か所ありまして約630台の駐車スペースができていたり、大型バスは稲荷駐車場及び民間駐車場を利用しております。

市営荒町駐車場廃止後も、土地所有者の意向によりまして、当面の間、現状のまま無料駐車場として開放することとなっております。菊まつり、つつじまつり、陶炎祭などの時期も民間の駐車場で足りている状況です。また、年末年始につきましても、周辺各所で民間の空き地を利用した臨時駐車場が開設されるほか、市民体育館の駐車場も開放し利用することができるため、廃止により特に駐車場が不足するとは考えておりません。

次に、市営駐車場を廃止する提案に至る主な理由は何かということでございますが、先ほども申し上げましたが、笠間稲荷門前通り付近には、民間で運営する駐車場が主に16か所で約630台の駐車が可能となっております。大型バスも受け入れられる駐車場も複数できております。このように、市営駐車場を取り巻く環境が設置当初と大きく変化しており、駐車場については民間駐車場を活用することで対応できると考え、民地を借用して運営している市営駐車場について廃止する提案に至ったものでございます。

次に、荒町駐車場の土地所有者の意向は返還を求めるものなのかについてお答えいたします。

駐車場返還につきましては、所有者から返還を求められてございませんが、双方合意の上、返還することになったものでございます。

次に、神社周辺の商店街の方々にとって、市営荒町駐車場の廃止はどのような影響を与

えると判断しているかということでございますが、所有者の意向では現在のところ用地活用についての計画はなく、先ほども答弁いたしました。当面の間、現状のまま無料駐車場として開放するということから、影響はないと判断しております。

次に、商店街の方々は市営駐車場廃止にどのような意見を持っているかということについてですが、笠間稲荷門前通りに面する商店からは、門前通りには民間が運営する駐車場があり、荒町駐車場から門前通りまで距離もあるため、特に影響はないとの意見を伺っております。

以上です。

○議長（石松俊雄君） 石井 栄君。

○10番（石井 栄君） 答弁ありがとうございました。

今の答弁を受けまして、2回目の質問を行わせていただきます。

商店街での商品購買等の効果については、データがなくて分からないというお話がありました。私が歩いてみたり、それから、少しばかりお話を聞いたところでは、市営駐車場の存在というのは大事だというお話を伺っているところもあります。量的なことは分かりませんが、そういう点から駐車場の利用について、この役割は終了したということは果たして言えるのかどうかということがあります。

特に、年末年始は多いけれども、それ以外はあまり利用してないというお話がありましたけれども、先日、菊まつりやその他の観光シーズンに、あそこの駐車場がかなり駐車されているのを何度か見たりしたことがありまして、本当に役割が終了したのかなということが疑問であります。その利用で役割が終了したと言えるのかどうか、その点を改めて御確認させていただきたいと思っております。

それから、荒町駐車場の土地所有者のほうから返還を求められてはいないと、このようなお話がありました。その上で、土地所有者の方は、当面、無料で開放するというようなお話ですけれども、そうしますと、笠間市の観光にとって重要な役割を果たしていると、そういう点から見ますと、民間の方に負担をかけるのではなくて、市が借地料を払っていくことが必要なんではないかなというふうに思いまして、その点での再度の見直しというのは考えられないのか、その点を2点お伺いをいたします。

○議長（石松俊雄君） 産業経済部長古谷茂則君。

○産業経済部長（古谷茂則君） 年末年始以外の利用をしてないということで、それに疑問だということでございますが、私のほうで、稲荷門前通りの商店街の方、複数の方にお聞きしたところ、ふだんは止めているような状況ではないと。まして、観光客等に駐車場を聞かれた場合でも、荒町駐車場を紹介することはないというようなことを伺っております。

よって、先ほども申し上げましたが、ここは16か所の民間駐車場が今整備しております。630台、そのほかに稲荷駐車場のほうが160台、それから、年末年始につきましては市民

体育館の駐車場、こちら開放して370台、それから、当面の間、荒町駐車場も無料で開放されるとなると100台、合わせて1,260台の駐車スペースがあるということから、観光駐車場としての役割は果たしたのかなと、終了したのかなと考えております。

それから、土地所有者につきましては、先ほども述べておりますが、双方の話をしたときに、合意の上ということで承諾をしております。ですが、笠間支所の駐車場、笠間支所を訪れる方々、会議等の場合に、笠間支所に駐車場不足しているということがありまして、半分につきましては、笠間市のほうで再度借り上げるということになっております。

そういうことから、今回の廃止についての案は、変える考えはございません。

以上です。

○議長（石松俊雄君） 石井 栄君。

○10番（石井 栄君） 以上で終わります。

○議長（石松俊雄君） 質疑が終了いたしました。

ただいま議題となっております議案第83号から議案第107号につきましては、会議規則第37条第1項の規定により、議案付託区分表のとおり、所管の常任委員会へ付託をいたします。

散会の宣言

○議長（石松俊雄君） 以上で本日の日程は終了であります。

これにて散会といたします。

なお、次の本会議は12月9日木曜日午前10時から開会であります。

本日は大変お疲れさまでした。

午前10時31分散会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する

笠間市議会議長 石 松 俊 雄

署 名 議 員 林 田 美 代 子

署 名 議 員 田 村 泰 之